

平成30年4月3日

会 員 各 位
傘下組合員各位

日本被服工業組合連合会
理事長 河合秀文



「繊維産業技能実習事業協議会（第1回）」の開催について

この度、経済産業省生活製品課より、繊維業界における外国人技能実習制度に関し、昨年末にマスコミ報道などで違反事例など不正行為がみられる事から、「外国人技能実習法」に基づく関係業界、官庁が参加する協議会を設置する意向が示され、日本被服工業組合連合会は当協議会の構成員として参画することとなり、去る平成30年3月23日に「第1回 繊維産業技能実習事業協議会」が開催されました。当日配布された会議資料は末記の通りです。

同協議会の目的は、協議会構成員が技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、繊維産業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うこと、とされ協議事項は以下の通りです。

- 協議事項：①技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
②技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
③技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組

当連合会は、引き続き技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護の取り組みを実施いたしますので、関係各位におかれましては、一層のご協力を賜ります様お願い申し上げます。

(当日の配布資料)

「第1回 繊維産業技能実習事業協議会」資料

<http://www.jtf-net.com/news/180323Sensanjigyokyogikai%201%20.htm>

3月23日プレリリース (経済産業省ホームページ)

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180323007/20180323007.html>

以上

繊維ニュース

2018年
3月27日(火)

<http://www.sen-i-news.co.jp> 繊維ニュース 検索

経済産業省 技能実習事業 協議会を設置 第1回会合ひらく

経済産業省は23日、繊維産業技能実習事業協議会を設置し、第1回会合を開いた。外国人技能実習生に関して労働関係法などの違反事例が発生していることを受け、制度の周知、実施状況の把握、適正な実施につなげる取り組みを協議する。

2017年11月1日に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に基づいて設置した。製造産業局生活製品課、日本繊維産業連盟が事務局となる。

①技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底
②技能実習の実施及び技能実習生の保護に係る状況の把握
③技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取り組みを協議する。

世耕弘成経済産業大臣はビデオメッセージで繊維産業の現状認識と同協議会への期待を述べた。「外国人技能実習制度に関する法令違反は産業界で繊維産業が最も多く特に縫製業で最低賃金の不払いや時間外労働を始めとする重大な法令違反が数多く見受けられる」との問題を指摘。「解決へ前向きな議論を行って行動に移してもらいたい」と述べた。

さらに「受け入れ企業のコンプライアンス見直しとともに、発注側もサプライチェーン全体のコンプライアンスへの配慮や取引の適正化・健全化にしっかりと責任を持ってもらう必要がある」と続けた。「協議会を通じて制度の適正な実施に向けた改善が図られ、繊維産業への信頼が回復されるよう強く期待している」と強調した。